

令和8年 第1回

# 甲佐町議会臨時会会議録

令和8年1月13日

## 令和8年第1回甲佐町議会（臨時会）目次

### ○1月13日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の提案理由の説明について	3
日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	4
日程第5 議案第1号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議案第2号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第7 議案第3号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第8 議案第4号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について	18
日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について	24
日程第11 議案第7号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）	26
日程第12 議案第8号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	38
日程第13 議案第9号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）	39
日程第14 議案第10号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	41
日程第15 議案第11号 令和7年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）	42
閉会	45

1 月 13 日 (火曜日)

令和8年第1回甲佐町議会（臨時会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 令和8年1月13日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会・開議 1月13日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 1月13日 午後1時38分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

9番 井芹しま子

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長兼くらし安全推進室長 荒田慎一
地域振興課長 羽柰田直美	税務課長 松野洋幸
環境衛生課長 田上和広	健康推進課長 宮崎貴美代
福祉課長 高原貞典	住民生活課長兼町民センター所長 奥名雄吉
農政課長 上古閑一徳	建設課長 白石亨
会計課長 渡邊友美	企画政策係長 本田幸嗣
広報電算係長 中村聡健	教育長 蔵田勇治
学校教育課長 井上幸介	社会教育課長 内田健司

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 甲斐良二 2番 田中孝義

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

## 1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の提案理由の説明について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第5 議案第1号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第7号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第8号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第9号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第10号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第11号 令和7年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）

## 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

---

○議長（宮本修治君） おはようございます。

皆様にお知らせします。

9番、井芹しま子議員から本日の会議の欠席届が出ております。

それでは、ただいまから令和8年第1回甲佐町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、1番、甲斐良二議員、2番、田中孝義議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について、議案第1号から第4号までの条例の制定について、議案第5号及び第6号の工事請負契約の締結について、議案第7号から第11号までの令和7年度甲佐町一般会計、各特別会計及び水道事業会計の補正予算、以上12件を上程いたします。

---

### 日程第3 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第3、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、おはようございます。

本日は、令和8年第1回甲佐町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今期臨時会にご提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期臨時会にご提案いたしております案件は、承認案件1件、条例案件4件、工事請負契約案件2件、一般会計補正予算及び各特別会計補正予算案件5件の合わせて12件であり

ます。

まず、承認案件につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分  
の報告及び承認を、条例案件としましては、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及  
び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて外3件を、工事請負契約の締結につきましては、熊本甲佐総合運動公園災害復旧工事外1  
件に係る契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関  
する条例第2条の規定に基づき、議会のご議決を求めるものでございます。

次に、令和7年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算5件につきましては、一般  
会計補正予算では、まず歳出の主なものとしたしましては、民生費にふるさと応援チケッ  
ト発行事業として4,080万4,000円、物価高騰対応子育て応援手当事業として3,119万2,000  
円、衛生費に水道料金軽減事業として4,110万円、商工費にふるさと甲佐応援寄附金とし  
て2億3,848万4,000円、ふるさと応援チケット発行事業として1億311万円、災害復旧費  
に農業用施設災害復旧費として2億3,115万7,000円、林業用施設災害復旧費として2億  
7,495万2,000円、その他に、人事院勧告によります職員の給与改正での増額補正を行っ  
ております。

次に、歳入の主なものにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1  
億7,454万8,000円、物価高騰対応子育て応援手当事業費補助金に2,950万円、農地・農業  
用施設災害復旧費補助金に9,814万9,000円、林業用施設災害復旧費補助金に2億495万  
6,000円、ふるさと甲佐応援寄附金に3億円などを増額、総額で11億1,711万9,000円を増  
額補正し、補正後の総額を182億570万3,000円といたしております。

各特別会計補正予算では、人事院勧告によります職員の給与改正での補正を行い、国民  
健康保険特別会計では26万5,000円を増額し、補正後の総額を14億463万1,000円に、介護  
保険特別会計では121万4,000円を増額し、補正後の総額を17億9,207万6,000円に、後期高  
齢者医療特別会計では5,000円を増額し、補正後の総額を2億3,211万9,000円となっ  
ており、水道事業会計につきましては、物価高騰対策事業での水道料金基本減免事業での財源  
内訳の変更となっておりますので、補正額の増減は0円となっております。

以上、今期臨時会にご提案いたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、  
各議案のご審議の節は各担当課長がご説明を行いますので、適切なご議決をいただきます  
ようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し  
上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第4 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第4、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議  
題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。

令和8年1月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。

専第14号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決するものでございます。

令和7年12月19日。町長名です。

記。1、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）です。

次の次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,690万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億8,858万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和7年12月19日。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款18寄附金に7億円を追加し、50億100万1,000円としております。1の寄附金です。

款19繰入金から2,309万7,000円を減額し、17億6,545万2,000円としております。1の基金繰入金です。

歳入合計、補正前の額164億1,168万1,000円に6億7,690万3,000円を追加し、170億8,858万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款2総務費に2億8,000万円を追加し、43億3,203万9,000円としております。1の総務管理費です。

款6商工費に3億9,690万3,000円を追加し、33億4,244万2,000円としております。1の商工費です。

歳出合計、補正前の額164億1,168万1,000円に6億7,690万3,000円を追加し、170億8,858万4,000円としております。

今回の補正につきましては、歳入はふるさと甲佐応援寄附金の増、歳出はふるさと甲佐応援寄附金の増に伴います、ふるさと応援基金及び必要経費の増となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何かありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。もう冒頭から聞くのもなんだったんですけども、現在のふるさと応援寄附金の現在額ですね、43億円、今回補正で7億円ぐらいの増ですね。で、50億ということになりますけれども、令和6年度については68億だったかと記憶しておりますけれども、まあ、これは推定ですけれども、実際、この令和7年度の歳入の実績といいますかね、見込みについては、どのくらいになると想定されておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 令和7年度の寄附額の見込みということでございます。今回につきましては、43億に7億を追加しまして50億ということで専決の補正をさせていただいているところですが、実際につきましては、12月末をもちまして50億を達した状況ですので、次の補正においても、さらにちょっと追加をさせていただくようお願いをしております。最終的には、今回の補正において53億円で見込ませていただいております。そのため担当課といたしましては、53億をまずは目指したところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。今お尋ねのあった項目と関連がありますが、ふるさと甲佐応援寄附金の返礼金の状況がどういうふうになっているか、お尋ねします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 年度途中ではありますが、11月現在での返礼品の状況といたしましてが、お米関係が約35億分の寄附、それからお肉関係が10億、それから日用品関係としましてが約3億7,000万、飲料類、水関係につきましては1億3,000万ということで、大体こちらで99%以上を占めているような状況でございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今、担当課長のほうから、返礼品で米がというようなことでしたが、以前からこの米については、いろいろと私どもも心配している点がござい

ますけれども、それに対して何か町として対応を取っておられるのか、J Aさんとの話合いとかいうところの状況を、現在の状況をお知らせ願いたい。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 宮川議員がおっしゃりますように、米の確保というところが、甲佐町にとっての寄附額を確保する上で重要なことというふうに認識しておりますので、お米の確保につきましては、まずはおっしゃられるように、J Aさんのほうにも協議をさせていただいている状況ですし、あとは実際の集荷場所というところの確保に向けてもですね、現在ちょっと進めさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） はい、分かりました。そういうことで対応はされているということだけでも、まず大事なことは誰が作るかということなんですよ。だからその辺も今後の、まあ町長も、甲佐町の農業についていろいろ考えているような、9月だったかな、発言をされておりましたので、是非、生産者をどういうふうにして確保するのかという点についても、是非検討していただきたいという要望でございます。答弁は結構でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。承認第1号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）でございますけれども、ふるさと甲佐応援寄附金の受入額の増加に伴う歳入歳出予算の補正であることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第1号 甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第2号 甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第3号 甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第1号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第6、議案第2号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第7、議案第3号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、以上3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和8年1月13日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、人事院勧告を踏まえ、職員の給料表及び特別給の支給率等を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の改正文となります。以下、改正文となります。

読み上げますと長くなりますので、最後のページに説明資料を添付しておりますので、説明資料にてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） はい、ありがとうございます。それは、最後の前のページの25ページをお願いいたします。説明資料にてご説明申し上げます。

議案第1号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1の改正理由につきましては、先ほど申しましたので、省略をさせていただければというふうに思っております。

2の改正内容につきましては、まず一つ目としまして、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例ということで、給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率に関する改正となっております。

アといたしまして、月例給、民間との毎月の給与の額との比較ということで、これにつ

きましては、令和7年4月からの改定という形になっております。民間給与との較差で3.62を解消するため、若年層に重点を置きつつ、そのほかの職員の給与月額も引き上げ、初任給につきましては、一般職（高卒）で1万2,300円の引上げというふうになっているところがございます。

イにつきまして、特別給でございますけども、民間の年間のボーナスと特別給の支給割合を比較したところで、これにつきましては、令和7年12月期及び令和8年度の改定をするものでございます。これについては、表を見ていただいて説明をさせていただければというふうに思っております。

一般職の職員の場合で、民間の特別給の支給割合4.65月と公務員の4.6月（期末と勤勉手当の合計）の差、0.05月の差異を解消するため、特別給年間0.05月分引き上げるものでございます。

令和7年度は12月期の支給率のみで改正し、期末・勤勉で0.025月分引上げで合計の2.35月とし、年間で4.65月となります。

令和8年度以降は、6月期、12月期で均等に割り振る改正とし、6月期と12月期に期末・勤勉それぞれ0.0125月引上げとし、1.475月とし、年間は同じく4.65月となります。

また、定年前任期付短時間勤務職員は、期末手当及び勤勉手当の支給を年間2.4月から2.45月へ、0.05月分引き上げとなります。

次のページをお願いいたします。

あと今回につきましては、通勤手当の改正もあっております。これにつきましては、アにつきましては令和7年4月実施、イ・ウにつきましては令和8年4月からの実施ということになります。

自動車等の使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直しが行われております。

アにつきましては、現行の距離区分について、200円から7,100円までの幅で引上げをするものとなっております。

イにつきましては、100キロ以上を上限とする新たな距離区分——5キロ刻みになりますけども——を新設し、上限を6万6,400円、現行では今60キロ以上というふうになっております。

ウにつきましては、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

エの職員の月額給与水準を適切に確保するための措置といたしまして、これにつきましては、令和8年4月実施になりますけども、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与の水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当の措置ということで、第2種初任給調整手当という形で盛り込んでいるところがございます。

オといたしまして、宿日直手当、令和7年4月からの実施になりますが、宿日直勤務対象職員の給与状況を踏まえ、所定の改定という形になっております。これについては、プ

ラス300円という形で改定をさせていただいているところになります。

(2)の甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきましては、給料表及び期末手当の支給率に関する改定となっております。

まず、アといたしまして、特定任期付職員の給料表、これにつきましては令和7年4月からの適用となりまして、特定任期付職員とは、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者で任期を定めて採用された職員という形の給料表の改定となります。

イの特定任期付職員の期末手当につきましては、一般職と一緒に、令和7年12月期及び令和8年度改定というふうになります。期末手当の年間支給割合を年間3.65月から3.70月へ0.05月分引上げになります。

本条例の対象者につきましては、本町については不在という形になっております。

3の施行期日につきましては、改正条例第1条及び第3条の規定は令和7年4月1日から適用し、改正条例第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行することとなります。

なお、9ページから24ページまでに新旧対照表を添付させていただいております。

次に、議案第2号についてご説明を申し上げたいと思います。

議案第2号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和8年1月13日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、会計年度任用職員の給料表等を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。以下、改正文となります。

読み上げますと長くなりますので、最後のページに説明資料を添付しておりますので、説明資料にてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） ありがとうございます。では、最後のページをお願いいたします。説明資料になります。

議案第2号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

1の改正につきましては、省略をさせていただければと思います。

2の改正内容につきましては、まず、給料表の改定につきましては、一般職の職員の給料表に関する改定内容に準ずるものとなります。

(2)の第2種初任給調整手当の措置につきましても、一般職の職員の手当に関する改

正の内容に準じることとなっております。

3の施行期日につきましては、改正条例第1条の規定は令和7年4月1日から適用し、改正条例第2条の規定につきましては令和8年4月1日から施行することとなります。

なお、5ページから10ページまで新旧対照表を添付をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは議案第3号についてご説明させていただきます。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。

令和8年1月13日提出。町長名です。

提案理由としましては、人事院勧告を踏まえ、任期付町費負担教職員の給料表を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1を次のように改める。別表第1、町費負担教職員給料表。給料表は以下のとおりとなっております。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

次のページからが新旧対照表となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。議案第1号から、今説明がありました議案第3号まで全部で。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 議案第1号の中で、自動車等に対する通勤手当の見直しがありますが、現行が60キロメートル以上で、今回100キロメートル以上とするということですが、今利用されている方で最も遠い職員さんで何キロでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 今一番遠い職員で、今でいきますと、その割合でいきますと、40キロ以上から45キロ未満ということになっております。

以上になります。

1人、1名です。

○議長（宮本修治君） ほか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。今回、人事院の勧告を受けての給与の

引上げということでございます。高卒についても1万2,300円ですかね、大いに結構なことだと思っておりますが、この引上げ後で、本町においては給与水準というのは、大体、県内だったら、町村だったら31町村ありますが、どのくらいの水準なのかを、大体でいいですけどお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 水準と、これにつきましては、全国市町村等全員分、全部ではありませんけども改正されることによりますので、それについての差は出ないかなというふうに思っています。ただ、今、甲斐議員がおっしゃられます分については、ラスパイレス指数というのがありまして、これにつきましては令和6年度で37番目という形になっておりますので、中間から若干下という位置にあるところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 直接の関係はないかもしれない、関連という形でお尋ねしますが、非常に我が町も人材確保という点では、何というんですかね、例えば郡内でもいろいろ競争があったりということで、非常に採用の状況がひとつ知りたいのと、給与がそれぞれの町で違うと思うんですね、若干。違わないかもしれませんが、私の勘では違うと思うんですね。その辺の給与の分かるのであれば、どこがどれくらい高いのかとか、そういうことが分かれば、2点だけお知らせいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 採用状況につきましては、まず統一で、県内の統一の試験をさせていただいて、その中では、今うちのほうでは2名の合格をさせていただいております。今回追加ということで、今月末25日に再度追加の試験をさせていただく予定でございます。これにつきましては、申込みが一般職で12名あっておりますので、その中からまた採用を考えていきたいというふうに思っております。これについては職員数が若干足りておりませんので、試験内容と採用者等を見て、採用を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと給与につきましては、初任者給につきましては、全国多分一律になりますので、変わらないというふうに考えております。ただ、やっぱり各町等でもですね、いろんな部分で、特別昇給だったりそういう部分が若干見られるところもありますので、若干そのところですね、差が出てくる可能性はありますけども、これにつきましては甲佐町としましても、なかなかラスパイレスが低いという状況の中で、いろんな部分で手だてをいたしましたので、先ほど申しましたとおり37番目ということで、今、郡内でいきますと一番高いのが、令和6年度でいきますと御船町の29、その次が益城町の33、で、甲佐町という形になっているところでございます。ただ、すみません、令和7年度の指数をちょっと資料を持ってきておりませんが、今のところそんなに変わっていないような状況にはなってきて

いるというふうに、自分は認識をしております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 非常に職員の人材確保には苦勞されとるといような印象を持ったわけでございます。であるならばですよ、やはり何と申しますかね、職員さんが働きやすい環境の整備とか、例えば今言った駐車場の問題とか、そういうのをですよ、この辺で見直して、そういう方向に執行部側も行って、そして魅力ある甲佐町役場の環境なんですよと、ほかの郡内でも県内でも、環境においてはトップクラスなんですよと、そういうふうなことでやっていけば、甲佐町を受ける方が増えるんじゃないかなと思うし、やっぱりそういう面でも考えていくべきじゃないかと私は思うんですけども、これは町長にお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 職員の皆さんが働きやすい職場環境の整備ということで、今、宮川議員のほうからご提案いただきました。宮川議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。

まずは、その働きやすい職場環境づくりの中で、先ほどから話が出ています、まずは給与の面がございますけれども、私も就任いたしまして、いろんな昇給であったり、そういった見直し等も若干行ってまいりました。以前はですね、これはもう一概に、ラスパイレース指数というのは一概にはちょっと申せませんが、いろんな計算の要因がございますので、そういった中で、昔は45市町村中43番目だったり4番目だったり、そういった時代もあったかと思えますけど、若干見直しを行って、現在、先ほど総務課長が言われましたように、今現在では37番目ということで、上益城郡内におきましてもちょうど中間、郡内では3番目というような状況でございます。

あとは、そういった給与面でもですね、いろいろ改正できる部分については、いろいろ給与が職員さんのモチベーションの向上にもつながると思っておりますので、そういった改正できる部分については、しっかりと改正をしていきたいというふうに考えております。

それからまた、働きやすい職場環境ということで、いろんな環境整備の部分もあると思います、庁舎内であったりですね。そういった部分については現在、執行部でもいろんなそういった課題、問題点、職場環境については把握はいたしておりますので、今後ですね、前向きにその辺りについても検討を進めていきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） なぜこういうことを言うかということですね、やはり今日も補正で上げていますように、170億とか180億とかいうことになっているんですよ。我々がいった頃は150億ぐらいだったのが、やっぱりそれだけ仕事量が職員さんは増えているんですよ。ですからやっぱり、それにまた町長、新しい事業もされるでしょうから、非常に負担がかかる現状なんですよ。ですから、やっぱり働きやすい環境で、そして仕事を、しっか

りとした仕事ができるようなことは、是非是非ですね、考えていただきたい。そういうことによって、甲佐町がしっかりと発展していくまちになると思いますので、是非よろしくをお願いします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。お尋ねします。一般職の期末・勤勉手当の支給月数で、12月期は遡るということですが、6月期はもう遡らないというふうになっているというふうに思いますが、これは、この判断は自治体独自でできるものかどうなのか、そういうところをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） これにつきましては、6月期に遡っても12月で対応しても、金額的には変わらないという状況であります。なので、これは多分、給料表ですので、自治体独自でできることになるとは思いますけども、通年からいきますと、例年からいきますと、もう12月期に合わせたところで支給するという形を取らせていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 今度、駐車場、5,000円を上限とする通勤手当の新設がされておりますが、これは大体何人ぐらいの方が適用されるとか分かりますか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 現在につきましては本庁内で止めていただいておりますので、該当者はいないという形になっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、議案第1号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を行います。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第1号、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてでございます。

ただいまご説明があり、質疑がありましたとおり、今回の人事院の勧告を受けての給料表、それから支給率のですね、改定、引上げということでございます。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第1号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号「甲佐町一般職の職員の給与に関する条例及び甲佐町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を行います。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番。議案第2号、甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますけれども、先ほどと同じく、人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正するものでありますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第2号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号「甲佐町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を行います。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 議案第3号、甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第1号・2号に伴いまして、人事院勧告を踏まえ、任期付町費負担教職員の給料表を改定する必要が生じたためということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第3号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号「甲佐町任期付町費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第4号 町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第4号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。

令和8年1月13日提出。町長名です。

提案理由につきましては、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改定等を踏まえ、特別職の期末手当の支給率を改正するため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。以下、改正文となります。

読み上げますと長くなりますので、最後のページに説明資料を添付させていただいておりますので、説明資料にてご説明申し上げますとよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） ありがとうございます。それでは、最後のページ、5ページをお願いいたします。説明資料になります。

議案第4号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1の改正理由につきましては、省略をさせていただきます。

2の改正内容につきましては、町長等の給料及び旅費に関する条例、また甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の期末手当の支給率を改定するものでございます。

期末手当の支給割合ということで、町長、副町長、教育長、議長、副議長、議員ということで、下に表を載せさせていただいております。

まず表のとおり、令和7年度は12月期の支給率を改正し、0.05月引き上げて1.5月とし、年間で2.95月となります。

令和8年度以降は、6月期と12月期で割り振る改定とし、6月期と12月期にそれぞれ0.025月引き上げて1.475月とし、年間で2.95月となります。

3の施行期日につきましては、改正条例第1条及び第3条の規定は令和7年4月1日から適用し、改正条例第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行することになります。

なお、3ページから4ページまで、新旧対照表を添付をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 議案第4号、町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これまでこの条例は、甲佐町一般職の職員の給与に関する条例の改正等を踏まえて、増えたり下げたりしてきておりますので、本議案に対しても、今回は増額でございますが、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第4号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号「町長等の給料及び旅費に関する条例及び甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第9、議案第5号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、議案第5号について説明させていただきます。

議案第5号、工事請負契約の締結について。

熊本甲佐総合運動公園災害復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

令和8年1月13日提出。町長名でございます。

記。1、契約の目的。熊本甲佐総合運動公園災害復旧工事。

2、場所。上益城郡甲佐町大字有安地内。

3、契約金額。1億4,850万円。

4、契約の相手方。上益城郡甲佐町大字糸田1353番地1。株式会社清甲。代表取締役、奥名貴一。

5、契約の方法。指名競争入札。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いします。

説明資料1に、工事請負仮契約書の写しを添付しております。

右側に説明資料2に、今回の入札結果を添付しております。

次のページをお願いいたします。

説明資料3に、運動公園の平面図を添付しております。

説明資料3の平面図につきまして、工事概要の説明を行いたいと思います。

令和7年8月豪雨によりまして、熊本甲佐総合運動公園が被災を受け、都市災害復旧事業で今回の災害復旧工事を行うものとしております。

被災状況としましては、緑川の増水により施設が浸水しまして、土砂の堆積や防球ネットの損壊、ゴムチップ舗装の剥がれなどの被害が発生しました。赤色で示しております着手しております箇所が、今回被害を受け、復旧を行う箇所となります。

工事概要としましては、黒土・砂混合土舗装が5,945平米、クレイ舗装が3,811平米、張芝工が1万5,793平米、ゴムチップ舗装が347平米、防球ネット等の復旧が一式、水圧土砂撤去が4,107平米です。

まず、黒土・砂混合土の舗装についてですけれども、こちらにつきましては野球場とソフ

トボール場の内野部分で行いまして、浸水によりまして土砂が固着したため、入替えを行うこととなっております。右上にですね、断面図を載せておりますけれども、この左側が黒土・砂混合土舗装の断面図になります。今回の復旧部分は赤色で示しているところで、中層及び路盤の部分につきましては被災を受けておらず健全であるため、既設のままで使用いたします。表層部の黒土・砂混合土のみの入替えを行うという形になります。

次に、クレイ舗装、土系の舗装につきましては、ソフトボール場の外野部分のところになりますけれども、こちらも同様に土砂が固着したため、入替えを行うものでございます。右側の断面図がクレイ舗装の断面になります。今回の復旧部分は先ほど同様、赤色で示しているところで、路盤の部分は被災を受けておらず健全であることから、既存のままで使用いたします。表層のみの入替えというふうになります。

それから次に、張芝工についてですけれども、野球場の外野及びサッカー場とかですね、野球場の周りに整備していた芝生ですけれども、こちらが土砂に埋没し枯れたため、張り替えを行うものでございます。

次に、ゴムチップ舗装についてですけれども、ランニングコースのゴムチップが剥がれたため、347平米の張り替えを行うものであります。

次に、防球ネット等復旧についてですけれども、野球場とソフトボール場の防球ネット、こちらと支柱が損壊したため、取替えを行うものであります。

次に、水圧土砂撤去についてですけれども、サッカー場の人工芝のほうですけれども、こちらにですね、芝の隙間に土砂が詰まっているため、高圧洗浄で土砂の除去を行います。このほか、駐車場と天然芝のサッカー場においても土砂が堆積しておりましたが、こちらについては応急復旧工事で既に除去が完了しているというところですよ。

以上が復旧工事の概要となります。

なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決によりまして実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。災害復旧工事で1億4,800万ということですが、これは激甚の指定になって、本町のこの支出ですね、内訳を教えてください、実際問題、工期は3月で締結されていますけど、どのくらいを見ておられるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） まず財源内訳ということですが、今回1億4,850万円ですが、こちらにつきましては、都市災害復旧事業という形で、国の3分の2の負担で事業を行います。先ほど言われたとおりですね、激甚災害ということがかき上げがされ

ますけど、まだ今のところ、その負担率というのが発表されておられませんので、前の率でいきますと大体90%ぐらいはついていたと思うんですけれども、その90%もしついた、かさ上げになった場合で申し上げますと、1億4,850万円のうち1,485万円が町の負担になります。これを災害復旧事業債を活用して行いますので、こちらについては交付税措置が95%ありますので実質5%、74万2,500円が一般財源の持ち出しという形で考えているところでございます。

それから工期につきましては、今のところ3月31日で工期を設定しております。こちらは国の繰越し承認がまだ終わっておりませんので、こちらが決定次第ですね、また工期の延長を行いますけれども、今のところ5月末、出水期前までに完了したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。今建設課長がおっしゃいましたとおり繰越しをされるのかなということで、5月いっぱいと言われましたかね。そういうときからもう復旧が、そこまでが復旧ですよということなんですけれども、今までちょっと考えてみますとですよ、建設に相当な費用がこればかりでしたよね、総合運動公園。そして前回、数年前にも芝が剥げたりとか何とかで、相当な金額の災害が起きております。そしてまた今回、1億4,850万という被害が出ました。しかし、ここは町の活性化につながるということで私たちが賛成をしたところでございます。

ということは、これが復旧した後について、その利活用ですよ、これはもう社会教育課になるかもしれませんが、やっぱり多くの人たちが利用しなければ、これだけのお金を費やしてきていますので、費用対効果ということも以前からずっと言われてきていますけれども、やっぱり多くの人利用せんと、これだけの費用をかけてきていますので、その辺の運用についてですね、町担当課としてどのような運用の仕方を今後考えておられるのか、そこをお聞きいたしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今後の総合運動公園の運用、管理についてということでございますけども、管理担当といたしましては、今までも行っておりましたが、運動公園の利用PR、または大会の誘致など、各関係部門、各種協会等にまた出向いてですね、運動公園のPR、または大会誘致というのを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） あともう一点だけ、今回復旧される下流にグラウンドゴルフ場がございませぬ。今使えるところについては利用されておられますけれども、やっぱり河川に近いところ、これについては砂利が入ってどうしても使えないコースがあると、こっ

ちからも見て分かります、対岸からもですね。そのグラウンドゴルフ場の復旧については、今後のめどとしてはどうなっておりますか、お伺いたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） グラウンドゴルフ場の復旧ということですが、緑川の河川側のほうがですね、法面が崩れておりますけども、こちらにつきましては今後ですね、国交省において復旧が行われるということで予定されております。グラウンドゴルフ場の復旧も併せて行う形になりますので、この国の復旧事業と調整しながら実施していくという形になりますけども、こちらにつきましては、まだ現段階でいつ頃という復旧については決まっておりますけれども、早期に復旧できるようにですね、国に対しても要望して、協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。今回の災害復旧工事と関連性があると思いますのでお尋ねしますが、この河川敷のこの施設、今ありましたグラウンドゴルフ場もそうありますが、今回は総合運動公園のですね、復旧ということで、こういう工事が必要だというふうには思いますが、こういう災害を起こさないための対策として、今考えられていることはどういうものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 今回の災害を踏まえて、対策はどういうものを考えているかということですが、今回の災害ではですね、土砂堆積以外の被災として、ソフトボール場付近で洪水が小堤を越流しまして、ランニングコースなどのゴムチップが被災を受けたところがございます。こちらにつきましては、国交省のほうでですね、現在小堤の復旧をされる際に、ランニングコースの基礎をコンクリートに張り替え、コンクリート張りにするなど、再度越流が生じた場合ですね、被災しにくい強度な構造で復旧をされるというふうに予定されております。

またですね、併せて運動公園上流の河道掘削についてもですね、河道掘削を行うことで河道断面が拡幅されまして、流下能力が向上しますので、浸水被害軽減の効果も考えられるということから、引き続き国に対して浚渫の要望を行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） ご説明ありがとうございます。今お話をされた対策でですね、この被害がですね、及ばないのか、及ぶ可能性があるのか、そういったところはどのように判断されていますか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 小堤につきましては、令和5年のですね、災害のときに越流し

まして被災を受けたというところで、グラウンドゴルフ……、失礼しました、サッカー場の人工芝がめくれるとか、大きな被害を受けました。ただ、小堤を行うことですね、令和5年度よりも、今年の豪雨災害においては80センチ以上高い水位でありましたけれども、今回小堤を設置したことで、前回被災した人工芝、サッカー場の人工芝は今回被災をしておりません。そういった観点からですね、小堤整備により一定の効果はあったと考えておりますので、そういったさらに強度を、先ほど申しましたとおり、小堤の強度あたりを図っていけばですね、ある程度までの災害は軽減できるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それから、私のほうからも補足で説明させていただきます。

先ほど建設課長のほうから答弁がありましたとおりでございますけど、もう一つ、緑川の大きな部分で言いますとですね、これは国のほうの補正予算で、今回の災害、水害を受けて、国のほうから今度、国土交通省のほうに予算が拡充、配分されている部分といたしましては、緑川内ですね、堆積土砂の撤去、あとは流木等の撤去についてもですね、相当な額が補正でついているということでございます。

それから、上流部分に緑川ダムがございますけれども、現在、緑川ダムが運用開始からもう50年程度たっておりまして、非常に堆積土砂がたまっているということで、今現在リフレッシュ事業ということで、堆積土砂の撤去をされておりますけど、その分についてもまた追加ですね、補正予算がついているというような情報は、こちらの町のほうにもいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 以前から執行部の方にお聞きしたかったことが1点あるのは、いわゆるこの予定価格の積算ですね。私の実感からいきますとですね、熊本地震の後だとウクライナ侵攻の後というあたりから、むしろ資材とか全てのものが、もちろん人件費も含めて全てのものが上がっているというふうに思っております。私の農業のほうで言わせてもらうとですね、もう機械から全てが上がり、目が回るぐらい高騰しているんですね。建設業界のほうではどの程度、この積算をされるに当たってですね、評価額というのは上がっているのかなというのを、私はやっぱり議員として、一般常識として知っておきたいという思いがあります。

例えば以前だったら切りのいいように、例えば1億でできていた仕事が今現在だとどれくらいぐらいの評価として積算が上がっているとか、そういったのを是非ともですね、今すぐお答えいただかなくても、次の議会あたりでもですね、大体研究していただいて、そういったのがどのくらい積算額が上がっているのか、評価額が上がっているのかを是非とも教えていただきたいというのがありますけども、もちろん今、どれくらいというのであれば、今お答えいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お時間いただきましてありがとうございます。申し訳ございませんでした。

本田議員のですね、予定価格の金額についてということですけども、設計段階で毎年見直しを行ってございまして、人件費、資材、それから含めた経費等もですね、毎年上がっております。毎年約1割程度の見直しを行ってございまして、5年前からすると約5割ほど上がっているというところで、設計は行っているところです。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 先ほど甲斐町長のほうから、国のほうで堆積土砂の撤去については云々という答弁ございました。そこで質問いたしますが、緑川のあの下のほうには、土地改良区さんの麻生原堰だったり糸田堰だったりございますけども、当然そこにも土砂が堆積しているということでありまして。そういう点について土地改良区さんあたりとの話をされているのか、その点についてお聞きをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 緑川の土砂の浚渫につきましては、先ほど町長のほうからも答弁されておりましたけれども、国の補正予算がついてございまして、場所としましては、甲佐大橋の上流、下流ですね、あの前後につきまして予算がついているということで、今後、土砂の撤去を行っていくということで聞いております。年度内の着手あたりを目指されているというところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

---

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） すみません、ただいまのご質問についてちょっと訂正させていただきます。

土砂の除去については、国のほうで予算の確保をされておりますけども、今後、場所をどの辺りまでするかとか、その辺も含めてですね、計画されていくと思われまいますので、その辺が決まりましたら、改めて各関係機関にはお知らせしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） しっかりとですね、調査をされてやっていただきたいというのが一つと、どこの土地改良区さんも自主財源というのが非常に今枯渇している状態でございますので、自分のところというのなかなか難しい現状にありますので、そういうところも含めてですね、是非、調査のほうをしっかりとお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田です。議案第5号、工事請負契約の締結についてでございますけれども、今回の災害復旧工事は、再度の被災という厳しい状況を踏まえて、公共施設としての機能回復と利用者の安全確保の観点から、一日も早い復旧を図るということは議会としても重要な責務であると思えます。よって本議案については必要性和妥当性を認め、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第5号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第6号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第10、議案第6号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 議案第6号についてご説明させていただきます。

議案第6号、工事請負契約の締結について。

普通河川小鹿川河川災害復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するもの  
でございます。

令和8年1月13日提出。町長名でございます。

記。1、契約の目的。普通河川小鹿川河川災害復旧工事。

2、場所。上益城郡甲佐町大字小鹿地内。

3、契約金額。5,324万円。

4、契約の相手方。上益城郡甲佐町大字白旗525番地。有限会社山形工務店。代表取締役、山形學。

5、契約の方法。指名競争入札。

提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

説明資料1に仮契約書の写しを添付しております。

また、右側の説明資料2に今回の入札結果を添付しております。

次のページをご覧ください。

説明資料3に、普通河川小鹿川災害復旧工事の概要図を添付しております。

説明資料3で工事概要の説明をさせていただきたいと思っております。

令和7年8月の豪雨によりまして普通河川小鹿川が被災を受けたため、公共土木施設災害復旧事業として復旧工事を行うものでございます。

被災状況としましては、護岸の崩壊や土砂の堆積により河道が閉塞しており、被災箇所も10工区に分かれているところであります。

工事概要としましては、土砂掘削が443立米、盛土が213立米、ブロック積みが448平米となっています。

まず、土砂掘削につきましては、閉塞した河道の掘削を行うものでございます。

また、盛土につきましては仮設道路の整備が必要になりますので、盛土をして敷鉄板を行うものであります。

次に、ブロック積みにつきましては、1工区及び5工区から10工区において崩壊した護岸復旧として施工するものでございます。

なお、写真及び右側の断面図につきましては9工区のを添付しておりまして、被害状況と復旧工法を添付しているところであります。

以上が工事概要になります。

なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに、変更契約の締結について議会へご提案させていただくということで、ご了解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。資料のこの3番、写真の載っている、復旧の図面が載っているところなんですけれども、この赤で、何ですかね、これ、標準断面図といいますかね、載っていますけれども、この中で河床の中で、高密度ポリエチレンのφ500、50センチですかね。何か聞き慣れない言葉ですけど、「かけぼりこう」と書いてありますが、これはどういった構造物になりますかね。そこ、説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 掛樋工になりまして、いわゆる水の通り道を造ってですね、工事を行うという形になります。上流側からずっと下流側に水を流すときにですね、一時的に仮設として利用するパイプになります。工事をする際にどうしても水を流さなければいけないので、パイプを通して流すという形で考えております。掛樋工です。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第6号、工事請負契約の締結についてでございます。本議案についてはですね、12月の一般質問でもさせていただきました、その小鹿川でございましてけれども、今回、災害復旧に実際契約して施工されるということでございます。当該河川についてはですね、隣接する農地等もございまして。そういうこともございまして、速やかな復旧がなされて、営農再開へのこれが基盤となることにですね、期待いたしますので、何ら異議なく賛成させていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第6号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第7号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第7号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）です。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億1,711万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億570万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。

令和8年1月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款15国庫支出金に2億851万4,000円を追加し、26億2,608万3,000円としております。

2の国庫補助金です。款16県支出金に3億310万5,000円を追加し、17億6,260万4,000円としております。

2の県補助金です。款18寄附金に3億円を追加し、53億100万1,000円としております。1の寄附金です。

款19繰入金に1億30万円を追加し、18億6,575万2,000円としております。1の基金繰入金です。

款22町債に2億520万円を追加し、17億2,380万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額170億8,858万4,000円に11億1,711万9,000円を追加し、182億570万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1議会費に35万8,000円を追加し、7,545万2,000円としております。1の議会費です。

款2総務費に1億3,488万3,000円を追加し、44億6,692万2,000円としております。1の総務管理費、2の徴税费、3の戸籍住民登録費、5の統計調査費です。

款3民生費に7,480万9,000円を追加し、25億9,950万7,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費に4,230万4,000円を追加し、8億4,381万7,000円としております。1の保健衛生費です。

款5農林水産業費に152万3,000円を追加し、10億2,088万7,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費に3億4,221万4,000円を追加し、36億8,465万6,000円としております。1の商工費です。

款7土木費に1,111万8,000円を追加し、8億6,907万2,000円としております。1の土木管理費です。

款9教育費に380万1,000円を追加し、8億9,735万3,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

次のページをお願いいたします。

款10災害復旧費に5億610万9,000円を追加し、20億3,509万5,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額170億8,858万4,000円に11億1,711万9,000円を追加し、182億570万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。説明は、款、項、事業名、金額の順で行います。

款3民生費、1社会福祉費、ふるさと応援チケット発行事業、4,032万。

款4衛生費、1保健衛生費、水道料金軽減事業、4,110万。

款6商工費、1商工費、ふるさと応援チケット発行事業、1億8万円。

款10災害復旧費、4その他公共施設・公用施設災害復旧費、陣ノ内城跡災害復旧事業、5,182万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正、1の追加です。事項、発注者支援業務委託料。期間、令和8年度。限度額7,200万円です。

2の変更です。事項、総合保健福祉センター指定管理料。期間、令和8年度から令和10年度まで。変更前限度額3,500万、変更後限度額4,600万円です。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の追加です。起債の目的、公共事業等債。限度額、1,000万円。起債の方法、証書借入れまたは証券発行。利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるものといたします。

2の変更です。説明は、起債の目的、補正額、限度額の順で行います。

災害復旧事業債に1億9,520万円を増額し、8億9,620万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

また今回、国の令和7年12月補正に伴います物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

等を活用しまして甲佐町が実施します事業につきましては、別紙の資料を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑に対しましては、本予算全部でお願いします。本予算全部です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番、佐野です。災害復旧費の関連については、歳入、また歳出において幾つか項目が挙げられておりますが、災害復旧の状況ですね、現在の状況、これからの予定等、分かるものであればご説明をいただきたい。

以上です。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） じゃ、まず農業と林業のほうからお答えしたいと思います。

今回のですね、補正に上程させてもらっておりますが、まず農地のほうにつきましては査定が終わりまして、今現在、増嵩のヒアリングですね、それを行っている状況です。箇所としましては、農地が3か所、施設が19か所、施設の内訳としましては、水路が5か所、農道が12か所、頭首工が1か所、ため池が1か所です。

それと、次に林業につきましてお答えします。林業のほうにつきましては査定が終わりまして、林道の7路線19か所で、延長が513メートルですね、査定が終わっている状況になります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 道路河川関係の災害関係の復旧状況について説明させていただきます。

災害復旧に関しましては現在まだ査定が続いております、今月末まで一応かかるということちょっと延びておりますけれども、かかるころでなっております、見込みとしてですね、上げさせていただきます。河川災害として32か所ございます。それから道路災害で48か所、橋梁が1か所ございます。

河川につきましては18河川、道路につきましては15路線という形で、災害復旧工事を行っていく形になりますけれども、こちらにつきましては災害査定が終わり次第、実施設計を行って随時発注を行っていきたいというふうに思っております。既にもう先ほど工事請負契約をさせていただきましたけれども、安平川ですが、小鹿川の災害復旧工事が始まっていくという形になります。

以上です。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 水道施設でございます。町の水道管理施設といたしましては、まず西原地区の施設につきましては、西原第2配水池の法面が崩れておりますので、今年度中に復旧工事が完了するように進めているところでございます。打出・川平地区の

施設につきましては、現在、仮設の水道管を設置し、給水を行っております。今後、中山間地域総合整備事業において水道管を布設整備いたしますので、それまでは仮設の水道管で給水を行うということでございます。その他、井戸江地区、広瀬地区、本坂谷地区では現在、給水については問題はないということでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 学校施設にいたしましては、中学校のグラウンドの災害復旧があります。それにつきましては先日久札を行いまして、事業のほうも着工しているところでございます。ただ、災害復旧の補助金については、今月末が災害査定となっておりますので、施営繕着工という形で今現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） 地域振興課につきましては、河川自然公園関係でございます。中甲橋グリーンパーク以下、下流域までで6か所ほどございまして、現在、糸田の運動公園につきましてはの復旧を行っておりまして、2月の中旬頃を予定をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 社会教育課といたしましてが、社会教育施設といたしまして、まず陣ノ内城跡におきまして、今回繰越明許を上げさせてもらっていますけれども、被災箇所をですね、今確認中であります。現状、北側と東側が断続的に法面が崩壊しておりまして、その箇所につきましては、有識者を交えて復旧方法を検討し、今後、測量設計委託を予定しているところであります。

また、運動公園につきましては、建設課からの答弁でもありましたけれども、現在復旧作業中で、5月の出水期前までには完了を予定し、それからの野球場、ソフトボール場等の再開を考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページは6ページなんですけれども、繰越明許費の中で、ふるさと応援チケット事業と水道料金の軽減とか、チケット事業が二つございますけれども、これについては執行部のほうからの資料をですね、別紙で資料も頂いておりましたけれども、この中に少し詳しくは書いてあります、対象の年齢とか金額とか書いてありますけれども、繰越明許にうたってあるということは、時期が少し年度を越えていくのかもしれないけれども、その辺の具体的なものと、現在、ふるさと応援チケットについては7,000円ということで、まさに今日までが期限だったかと思えます。その執行率といえますかね、まだはっきりは分からないかもしれませんが、非常に私たちには助かつ

た事業かなと思います。

その中でまた新たに追加のような形で、国の経済対策に関連したやつだと思うんですけど、この資料についてですね、特にこの下のほうですね、令和8年1月の臨時議会、今日うたっているこの資料について、少し具体的に説明いただけたら助かりますけれども。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず、ふるさと応援チケット事業の地域振興課分につきましてご説明いたします。資料につきましては、議員おっしゃるように資料一覧というところで添付がっておりますので、その②のナンバー2番というところがございます。

概要といたしましては、事業概要に書いてございますとおり、対象者を全町民といたしまして、1人当たり1万円を配付するというところがございます。また、繰越明許費のほうにうたわせていただいておりますが、使用につきましては、3月の下旬を開始をいたしまして、5月の連休明けをめどに使っていただきたいというふうに考えておりますので、今回、繰越明許費をさせていただきたいと思っております。

また、7,000円につきましての状況ということでございますけれども、申し訳ありません、そちらにつきましての進捗につきましては、まだ商工会からも来ておりませんのでちょっと把握しておりませんが、できるだけ使用していただきますように、年明けからですね、防災行政無線のほうで、期限につきましては放送させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、福祉課のほうのですね、ふるさと応援チケット事業のほうについてご説明します。この一覧表のですね、②の3番、ふるさと応援チケット事業につきましては、対象者を65歳の町民としております。基準日時点で65歳以上またはですね、令和8年3月31日までに65歳とされる方を対象としたところで、応援チケット、商品券1万円を配付するものになります。

使用期間につきましては、地域振興課のふるさと応援チケットと併せたところの3月下旬から連休明けというところになっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 続きまして、ナンバー4番の水道料金軽減事業になります。こちらにつきましては現在、11月から2月の4か月間の検針日が基準になりますけれども、基本料金の減免事業を実施しております。これを8か月延長するという事業となります。令和8年3月から10月までの8か月分ということで年度をまたぎますので、その経費につきまして繰越しをさせていただくものとなります。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。7ページの債務負担行為についてお尋ねをいたします。

まず、発注者支援業務委託料についてでございますけれども、これは町が本来自ら行う技術的・事務的業務の一部を民間の専門業者に委託する業務の委託とは思いますが、この業務範囲や職員さんとのですね、役割分担、それから業務範囲はどのように考えているのか、また仕様書は作成をされておられるのか、答えられる範囲でよろしいですけれどもお願いします。

それと、下の総合保健福祉センターの指定管理料の中ですけれども、これが8年、9年、10年、3年間の債務負担をうたっております。現在は1,200万だったのが8年度では1,500万、9年度でも1,500万、それから10年度については1,600万と、金額がかなり上がっておりますけれども、この上がった理由と上げなくてはいけなかった根拠とございますか、それをお願いします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは、発注者支援業務の件につきまして答弁させていただきます。

まず業務の内容につきましては、先ほど言われましたとおりですね、災害復旧の業務に関して早期発注、それから早期完了のために、民間から技術力の高い人員を雇用するという形でございますけれども、業務の中身につきましては、災害復旧工事の積算あるいは現場監督などを行っていただきたいというふうに思っております。職員との役割分担につきましてもですね、災害復旧工事に特化したところで今回業務委託を行いますので、その他の職員につきましてはですね、通常の業務を集中してやれるような環境になっていくのではないかとこのように思っております。

それから仕様につきましてもですね、仕様書を設けておきまして、今回の業務委託に当たっては、災害復旧工事で路線ごとの業務を行っていただくという形で、各契約した業者のほうからですね、電算機器等を持ち込んで業務を行っていただくというところで仕様書を設けております。

以上です。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） それでは、総合保健福祉センター指定管理料についてお答えいたします。

限度額の変更についてですけれども、令和8年度から令和10年度までの指定管理者について、昨年12月にですね、公募を行いましたけれども、結果的にですね、申請件数が0件ということでした。

その後、改めましてジムやフィットネスを運営されている幾つかの事業所とございますが、会社のほうにですね、お尋ねしますと、昨今の物価高騰や人件費の上昇、人手不足や働き方改革などでですね、フィットネス運営のための人材確保が難しいというご意見がありました。特に夜間や土日、祝祭日などの休日の継続的な職員配置が難しいというご意見がありました。その点を踏まえまして、現在のサービスを維持するところを考えておきまして、

そのために限度額をですね、主に人件費の高騰というところもありまして、限度額の変更をお願いしたところです。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） まず、先ほどの建設課の発注者支援のほうですけれども、専門的な技術職員が不足がちな事情もあるかもしれませんが、丸投げとならないように、誤解されないように体制づくりと、それと責任の所在ですね、それが必ず明確化に注意して実施していただければなというふうに思います。

それから、総合保健福祉センターのフィットネスの件ですけれども、その人件費が主に300万上がるような形になった、人件費のほうがほとんどと言われたんですが、300万も上がるんですか。お願いします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） 新たにですね、フィットネス等を運営していただけるような業者のほうに見積り等をですね、お願いしたところ、概算ということではありますけれども、限度額というところでいただいたところが1,500万、あるいは令和10年度については1,600万程度ですね、人件費がかかるということで見積り等をいただいております。

また現在のところ、フィットネス、会社によってシフト等については、人材配置等については変わってくるかもしれませんが、現在のところですね、やはり夜間とか休日とかのですね、人員の配置が難しいというところもありまして、1か月当たりですね、月によって違う月もあるとは思いますが、大体15人ぐらいですね、1か月のシフトを組まれているような状況であります。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。今シフトが15人シフトです、その中で夜間で実施するのでというようなお話もあったんですけども、ちょっと今までの評価と少し違うような感じがするんですが、新たに何かフィットネスの内容自体を少し変えられて、その時間を長く持ったとか、そういったのはないんですか。

それと、今利用されているフィットネスの、いつも聞くのが延べ人数なんですけど、大体延べじゃなくて1人当たりとした場合には、何名ぐらいが月に来られているのか、その内容についてですね、新たに今後の利用も含めたところで評価をして、やっぱり今後もフィットネスを続けていく目的があると思うんですけど、それが今まで目的で従ってこられたと思うんですけど、その目的に適応した事業になっているかどうか、そういうことは評価はされていますか。

以上、お願いします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時54分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） すみません。大変時間を取らせていただきまして、申し訳ありませんでした。それでは、森田議員からの質問にお答えします。

フィットネスセンターの利用人数につきましては、コロナ禍の頃は利用者が減少傾向にありましたけども、その後は延べ人数で申しますと、令和4年度が5,477人、令和6年度が7,614人、令和7年度、今年度の10月までの資料ですけども4,995人、現在の月平均でいきますと大体700人を超え、少しずつ伸びている状況です。

また、フィットネスセンターは現在、最低でも2人ですね、常時2名以上のスタッフがおおり、1人は運動指導等ができるような専門のスタッフも配置しております。

費用につきましては、先ほど主に人件費とは申しましたけども、人件費のほかに券売機のリース代や運動器具など、その他の経費も含まれております。

健康増進や介護予防、住民のコミュニケーションの場などとしても利用されており、1日のうちでも3回程度、集団プログラムによる運動指導等が行われております。中でも、高齢者を対象とした「うきうき教室」は人気がありまして、介護予防につながっていると考えております。運動機器も備えておりますので、下肢トレーニングや姿勢改善、体幹強化などにつながったなどとの住民からの満足の声を聞いております。このような住民サービスを維持する方向で、またプログラムの内容等の見直しも含めて、住民の健康増進につながるようにと考えております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 分かりました。成果は上がっているということで、今受け止めました。

ただ、もう一つ私が思うのは、例えば利用者負担ですね。分かりますかね、いわゆる利用料あたりの収益、収入、それと今回町が負担する、今の債務負担行為でいくと1,500万ですね、その両方が合わさると私は思っているんですね。そこら辺はどう考えて今後いくのか。

それと近隣町村でも、特に中央町のほうでも同じような事業がやられていると思いますので、そういったところをもう少し、ほかの町ではどうなっているのか、そういったのをもうちょっと研究されてはどうかということ、この2点についてお願いしたいと思っております。ああ、美里町。申し訳ございません、ちょっと訂正させてください。美里町のほうでも同じような事業をやられておりますので、その点をもっと研究したらどうかということだけ、調べられたらということだけ、ちょっと提言させてもらいたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） はい、ありがとうございます。

利用料につきましては1回当たり2時間の利用で、現在ですけども、町内300円、町外が450円というふうになっております。そのほかチケット代ということで、回数券が6枚つづりで町内1,500円、町外2,250円等の、そういう定期的に利用される方にはですね、有利なようなチケット代等も発行しております。

利用料につきましては近隣町を調べて、すみません、細かな資料はここにはないんですけども、あまり金額はですね、公設で体育館等で、町の体育館等でされているような事務につきましては、あまり金額はですね、高くないような料金になっていたかと思えます。ただ、議員さんがおっしゃるように、今後の利用料についてですね、その辺りも検討していく必要があるかと思っております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。ただいま課長の説明で、1点には介護予防の向上にもつながっていると。それから月にすると700名の延べ人数があるということですが、延べ人数は分かるんですけど、例えば校区別にですね、分かりますか。甲佐校区、龍野、乙女、白旗とか。

一概に、やはり鮎緑まで出かけるというのは、なかなか車を運転する人でないと、甲佐校区外の人には行かれないと思うんですよね。行きたくても行けないと、そういう人もいらっしゃると思うんですよ。そういったところも踏まえたところで答弁をお願いします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） お答えします。こちらのほうで調べているのでは、校区ごとのですね、利用者というのは、申し訳ありませんけど統計を取っておりません。

利用者の町内・町外というところでは利用者を取っておりますけど、町内の男性が27%、町内女性が57%、あと町外男性が4%、町外女性が12%ということで、主に町内の方が利用されております。

また、年代別ということですけど、こちらも令和6年度の年代別の利用者ということで数値を見ますと、70代以上の方が51%、60代が24%、50代が12%、40代が6%、そのほか若い方が7%というふうになっております。

以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今までやり取りを繰り返して一つ、これはあくまでも限度額ということで、今、執行部のほうから1,500万されておりますので、限度額ですから、そこは必ず1,500万ということでは私はなかろうかと思えますので、その点ちょっと執行部のほうではですね、例えば1,200万、今までやっているんだったらその1,200万でできることとか、先ほど申したとおり、ほかの町村ですと、何かもう少し安くできているようなことがあるのであれば、そういったことでやっていただけないだろうか、一つ。

それと、利用されている人数も、延べ人数も伺いました。そのところはやっぱり今後のアンケートでも取ってですね、本当に必要なのかどうなのか、その点、町のほうですね、この事業が本当に必要なのかどうなのか、その点をですね、いろんな方面で研究してもらいたいということだけ、ちょっと町長にお願いしたいと思いますけども、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） フィットネスセンターの今後の方針ということでございます。

フィットネスセンターの現状につきましては、先ほど担当課長のほうからご説明がありましたように、現在、コロナ禍以降ですね、利用者のほうも増えてきている状況ということでございます。フィットネスセンターの施設につきましては、やはり町民の健康増進、それから地域コミュニティーの形成といった点ですね、非常に寄与している施設だというふうに現在捉えております。

そのような中で、議員のほうからもご指摘がございましたように、今後におきましてはやはり費用対効果等を十分意識しながら、町のほうも運営していく必要があるというふうに考えております。先ほどからも意見も出ましたが、全ての、広くですね、町民が使いやすいような施設に改善する方法であったり、いろんなですね、改善点はあると思いますので、町のほうでも研究していきたいというふうに思っております。

それから、本田議員から言われましたように、今回1,500万で増額補正させていただいておりますけど、当初の1,200万円でなるべく増額にならないように、その中でですね、近隣町等の状況も研究しながら、住民の皆さんが使いやすい、利用勝手がいい、費用対効果が十分発揮できる、そのような施設に町のほうとしても今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

もとい、総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） すみません。今、補正予算につきまして、すみませんが一部ちょっと修正がありましたので、差し替えてさせていただきますので、その点について、申し訳ございませんが、ご報告を申し上げたいと思います。

すみませんが、2ページのほうをお願いいたします。多分、一回閉じていただかないと修正ができていないと思いますので、一回閉じていただいて開いていただければというふうに思いますが。

申し訳ございません。第2条につきまして繰越明許をうたわせていただいておりますけども、これにつきましては12月補正に繰越明許をうたっておりますので、その補正とい

う形で、2条の見出しを「繰越明許の補正」ということで、補正を追加をさせていただいております。

また文言につきましても、「第2条 翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は、第2表、繰越明許費補正による」ということで、この部分を修正をさせていただいております。

その関係上、6ページにおきましては、「補正」という文言を「繰越明許費補正」ということの、「補正」を追加させていただいております。大変ご迷惑おかけしますが、よろしくお願いたします。大変おわびして申し上げます。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） ただいま課長のほうから修正のほうがお話がありましたけれども、本来ならば修正された後に、議員の皆さんに許可を得てからですね、資料の差し替え等をお願いしたいと思っておりますので、今後勝手に、勝手にといたしますかね、途中で変えると、そういうことがないようにですね、説明もしっかりしていただきたいと思っておりますので、議会からはその旨お伝えしておきます。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） はい、大変申し訳ございませんでした。今後につきましては、しっかりですね、議員の皆様にご報告を申し上げる等、議案等については訂正をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） では、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第7号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）でございます。

歳入では、国庫支出金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、県支出金では農林水産業費補助金、また寄附金では指定寄附金へそれぞれ増額と。

歳出では、人事院勧告に伴う一般職並びに会計年度任用職員等の人件費、環境衛生費では水道料金軽減への補助、災害復旧費では農業用施設並びに林業施設復旧への支出による増額補正となっております。

ただいま審議を尽くしましたけれども、債務負担行為につきましては、それぞれ双方からの意見も出ました。その辺も踏まえられて、本予算の執行に当たってはですね、適切かつ迅速な執行に努められんことを希望し、異議なく賛成意見とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第7号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） ただいま、令和7年度の一般会計補正予算（第8号）の議決をいただきまして、ありがとうございます。ご議決をいただきました直後でございますけれども、議員の方々もご承知と思いますが、今、国会で衆議院の解散が検討されているということの情報が入っております。その関係上、もし解散総選挙になりましたら、その予算をですね、補正予算を組む必要がありますので、それにつきましては専決処分をさせていただきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様につきましては、どうかご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

---

日程第12 議案第8号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第8号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） では、議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億463万1,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和8年1月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款4 県支出金に15万6,000円を追加し、10億5,664万5,000円としております。項1 県補助金です。

款7 繰入金に10万9,000円を追加し、1億2,548万7,000円としています。項1 一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額14億436万6,000円に26万5,000円を追加し、14億463万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1 総務費に10万9,000円を追加し、3,751万3,000円としております。項1

総務管理費です。

款5保健事業費に15万6,000円を追加し、2,120万7,000円としております。項2特定健康診査等事業費です。

歳出合計、補正前の額14億436万6,000円に26万5,000円を追加し、14億463万1,000円としております。

今回の補正につきましては、給与改定に伴いましての会計年度任用職員の報酬・手当の増額、それから一般職職員の超過勤務手当の増額補正をお願いするものとなっております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第8号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。ただいまご説明がありましたとおり、歳入歳出それぞれ26万5,000円を追加されたということでございます。県補助金の増加など、歳出に関しましては総務管理費の増加ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第8号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第9号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本修治君） 日程第13、議案第9号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは、議案第9号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計

補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

次のページをお願いします。

令和7年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,207万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和8年1月13日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款8繰入金に121万4,000円を追加し、2億9,133万3,000円としております。項1一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額17億9,086万2,000円に121万4,000円を追加し、17億9,207万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費に89万3,000円を追加し、4,755万9,000円としております。項1総務管理費、項3運営協議会費です。

款4地域支援事業費に32万1,000円を追加し、7,944万円としております。項1包括的支援事業・任意事業費です。

歳出合計、補正前の額17億9,086万2,000円に121万4,000円を追加し、17億9,207万6,000円としております。

今回の補正の主なものは、甲佐町一般職の給与に関する条例等の改正に伴う一般職の給与及び会計年度任用職員の報酬の改定に係る人件費の増額によるものになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第9号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、ただいま担当課長からご説明がありましたとおり、歳入歳出それぞれ121万4,000円の増額ではございますが、主なものが一般職の給与等、また会計任

用職員の報酬の増額に伴う増加補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第9号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第10号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮本修治君） 日程第14、議案第10号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,211万9,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和8年1月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。款4繰入金に3,000円を追加し、7,358万6,000円としています。項1一般会計繰入金です。

款6諸収入に2,000円を追加し、613万1,000円としています。項4受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額2億3,211万4,000円に5,000円を追加し、2億3,211万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費に3,000円を追加し、439万8,000円としています。項1総務管理費です。

款3保健事業費に2,000円を追加し、602万5,000円としております。項1健康保持増進事業費です。

歳出合計、補正前の額 2 億 3,211 万 4,000 円に 5,000 円を追加し、2 億 3,211 万 9,000 円としております。

今回の補正につきましては、給与改定に伴いましての一般職職員の超過勤務手当の増額の補正をお願いするものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番、甲斐でございます。議案第 10 号、令和 7 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）でございます。ただいまご説明がありましたとおり、歳入歳出それぞれに 5,000 円を追加されたということでございます。繰入金、それから受託事業の収入の増加に伴います、職員の方の時間外手当の増加ということでございます。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第 10 号「令和 7 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号「令和 7 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 15 議案第 11 号 令和 7 年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（宮本修治君） 日程第 15、議案第 11 号「令和 7 年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） それでは、議案第 11 号、令和 7 年度甲佐町水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

総則。第 1 条、令和 7 年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるとこ

ろによります。

収益的収入及び支出。第2条、令和7年度甲佐町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で説明させていただきます。

収入です。第1款事業収益、第1項営業収益につきましては、1億3,964万円から547万1,000円を減額し、1億3,416万9,000円としております。

第2項営業外収益につきましては、3,902万4,000円に547万1,000円を追加し、4,449万5,000円としております。

支出です。第1款事業費、第1項営業費用につきましては、1億6,087万7,000円から17万円を減額し、1億6,070万7,000円としております。

第4項予備費につきましては、560万1,000円に17万円を追加し、577万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

他会計からの補助金。第3条、予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「2,748万7,000円」を「3,295万8,000円」に改めるものでございます。

なお、ただいまご説明いたしました補正予算につきましては、先ほど一般会計補正予算で説明させていただきました水道料金軽減事業の継続実施及び災害による水道料金免除事業の実施に伴う一般会計からの補助金受入れによる増額補正並びに軽減する水道料金収入の減額補正が主なものとなります。

以上、令和8年1月13日提出。町長名でございます。

なお、3ページから8ページは説明資料として添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部です。何か質疑ありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 8ページ、ここにちょっと詳しく説明資料として載っています。先ほど課長のほうから、国の物価高の対策として8か月分のうちの3月分だけが今回減額されると。減額というか、片一方でやって片一方でと、そういうことでしょうか。すみません、ちょっとどう言っているのか分かりませんが。そこのところで1か月分ということでこれはあっておりますし、また災害の費用もされるということで、実際問題として、水道事業としては何ら動いていないというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 議員おっしゃるとおりですね、今回補正で上げさせていただいておりますのが令和7年度事業ということで、3月分のみ補正額を上げさせていただいております。今後、一般会計のほうでご説明させていただきました4月から10月分についてはですね、当初のほうで予算のほうをご提案したいと考えております。今回の水道の補正事業につきましてはですね、今回、災害に対する減免並びに基本料金の減免、そ

れ以外には大きな動きはございません。

以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。関連でちょっとお尋ねいたしますけど、10月まで今回減免されますが、今から水道会計のほうでは、基本料金や使用料の料金ですね、改定等の話を多分、来年度あたりからされる予定ではないかと思っておりますけども、今、この約1年ぐらい基本料金がかからなくて、今度この開始が始まったら金額がとてつもなく上がるというような、町民の皆さんは多分感じるのではないかと思いますので、期間はですね、しっかりあると思いますので、いろんな話をして、何が町民にとってですね、一番いい方向なのかどうか、その辺りもあると思いますので、その辺りをどう考えていらっしゃるのか、課長の今のお気持ちをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） はい、お答えいたします。

まず、今回、物価高騰対策ということで実施します基本料金の減免につきましてはですね、これは町民の皆様のご生活のためにということで、これはしっかりやっていきたいと考えております。ただ、今後の水道料金につきましては、この基本料金の減免とはまた別問題でありますので、当然、料金が上がることについてはですね、町民の皆様にとってはご負担になるということですので、しっかり町のほうといたしましても準備して、そして周知啓発にですね、ある程度時間をかけながら、丁寧に説明していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第11号、令和7年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）でありますけれども、今、担当課長のほうから説明がありましたとおり、国からの交付金によって各家庭の基本料金が減免されるということですので、町民からすれば本当に助かるということであろうと思います。また来年度も続くということですので、その点をしっかり享受していきたいなという思いを持って、賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、議案第11号「令和7年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号「令和7年度甲佐町水道事業会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは、令和8年第1回臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご提案いたしました案件につきまして、慎重審議の上、原案どおりご議決をいただき、また貴重なですね、ご意見、ご指導等もいただきました。誠にありがとうございました。

今回ご議決いただきました補正予算での物価高騰対策事業につきましては、スピード感を持って対応させていただきたいと考えておりますので、今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日可決されました案件につきましては、適正な事務処理を行っていただきますよう切に希望し、これをもって令和8年第1回甲佐町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

閉会 午後1時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録  
令和8年第1回臨時会

令和8年1月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮本 修治

編集人 甲佐町議会事務局長 北野 太

作成 大和速記情報センター TEL (092) 475-1361

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198